平成２９年（フ）第３６０号
神戸市東灘区青木５丁目４番３号シャルマン青木301号、従前の住所兵庫県西宮市名塩赤坂12番33号
債務者　柴田　正三
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７２号
神戸市垂水区城が山５丁目６番20―401号、従前の住所神戸市垂水区乙木３丁目１番18号メゾンアンソレイエⅠ　104号
債務者　山田恒太郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０７号
神戸市垂水区塩屋台２丁目21番３号
債務者　宮本　嘉子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２０号
神戸市北区ひよどり台４丁目４番地29棟305号
債務者　田中　祥介
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３３号
名古屋市港区当知３丁目3905番地　当知住宅４棟204号
債務者　山田　新吾
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８２号
名古屋市瑞穂区中山町２丁目16番地の２　中山荘１階Ｂ号
債務者　原　　明子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５号
沖縄県糸満市字兼城476番地の３　サンテラス吉402号
債務者　玉城　　貢
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６６９号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字浦之島37番地３　サンシティーシャトーＢ棟206号、従前の住所愛知県知多市八幡字杉山45番地
債務者　神谷　定志（旧姓樫尾）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
沖縄県国頭郡国頭村字伊地352番地、申立時の住所和歌山市福島359番地13　福島アパート３号
債務者　信谷　　満
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
和歌山県橋本市原田320番地
債務者　**藪**内真由美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４２２１号
東京都調布市飛田給２丁目28―35―101
債務者　薄永　真帆
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２２６号
東京都足立区綾瀬５丁目７―12　かすがコーポ
債務者　牧野　玲子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２３１号
東京都西東京市柳沢２丁目３―12―107
債務者　佐藤　美和
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２６４号
東京都板橋区徳丸４丁目27―19―207
債務者　石関　秀二
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２６５号
東京都町田市鶴川５丁目３－４―505
債務者　門脇　康夫
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２６６号
東京都練馬区土支田４丁目34―16　パインズＢ101
債務者　井上みのる
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部